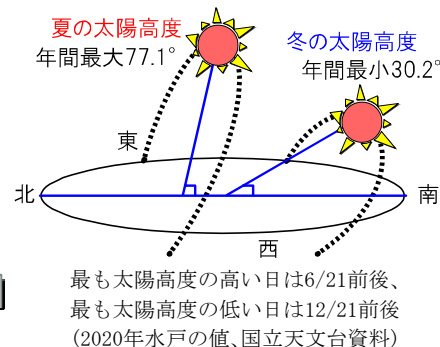
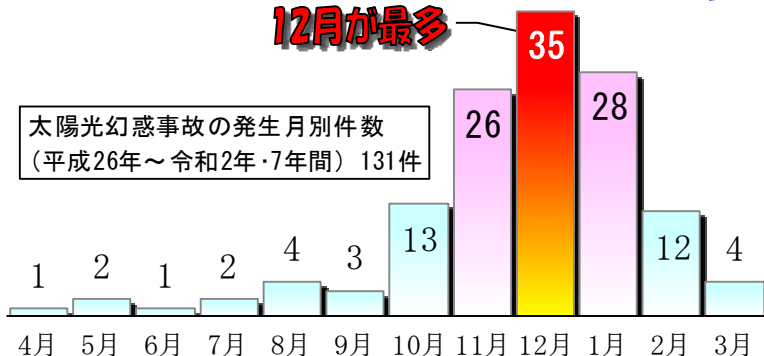


交通安全かわら版

令和3年11月
茨城県警察本部交通総務課
NO. 53

～太陽光に幻惑される交通事故防止～

太陽光に幻惑される交通事故は12月が最多

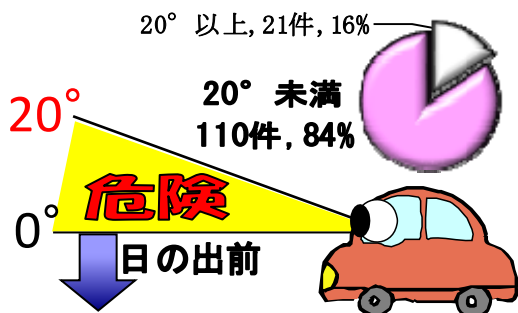


太陽の光が眩しいと感じるのは夏ですが、太陽光に幻惑されて起きる交通事故は12月に最も多く発生しており、特に「11月～1月」の冬期に多発しています。

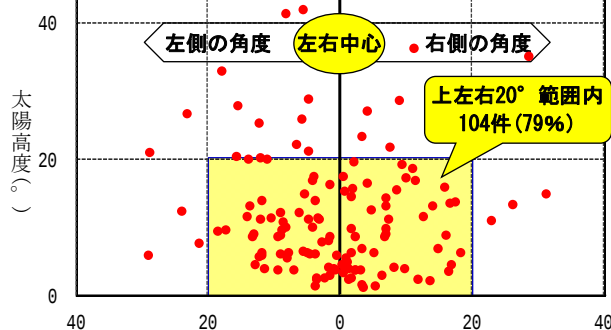
夏の太陽は、短時間で高度が急上昇、急下降するため、運転者の視界に影響を与える時間は短くなりますが、冬の太陽は高度が低く、ゆっくりと上昇下降するため、長時間にわたり運転者の視界に影響を及ぼしやすくなります。

※「太陽光に幻惑される交通事故」とは、前方から差し込んだ太陽の光により、運転者の目が眩んだり、視線を逸らす等により発生した人身交通事故で、県内過去5年間(平成26年～令和2年)の発生件数(131件)を対象とした。

太陽の高さ(高度)は20°未満が84%

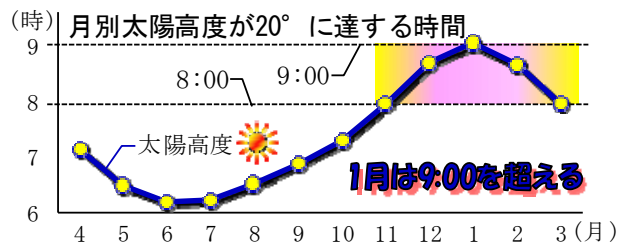


太陽の高さ×左×右が各20°未満では79%



人間の中心視野は、上下左右約20°以内の範囲と言われています。幻惑事故発生時の太陽高度をみると、84%が20°未満で発生しており、上方左右各20°未満の範囲内では、79%が発生しています。 ※ 太陽高度の「0°以下(下方20°)」は日の出前となるため発生なし

※ 太陽の角度(高度、方位)は、事故発生地点と日時を指定し算出(国立天文台HP計算サイト)後、交通事故の車両進行方向(ベクトル)データと組み合わせ、その差分で左右角度を算出。



幻惑事故は朝「7～8時」に最も多く発生しています。

11月～3月の太陽は、朝6時台から日が昇り、8時頃から9時頃まで高さが20°未満と低い位置にあるため、幻惑事故の危険性が高まります。幻惑事故は、運転中に目が眩んだり視線を逸らしたために、歩行者や他の車両を見落とす等して起こる場合が多く、死亡事故も発生しています。

午後の西日でも幻惑事故は発生しています。運転者の方はサンバイザーやサングラスを上手に活用して視界を確保し、安全運転に努めましょう。

太陽光の幻惑事故を防ぐために...

